

盛岡市監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 7 月 2 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 2 月 13 日付け 23 盛監第 106 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 都市整備部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛緑第 23 号
平成 24 年 4 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 13 日付け 23 盛監第 106 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 公園みどり課）
 - (1) 行政財産の使用許可に当たり、許可財産を他人に転貸しているものが、18 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 5 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
 - (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤り及び勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 6 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。
- 2 措置の状況
 - (1) 行政財産の使用許可に当たり、許可財産を他人に転貸しているもの
 - ア 措置の内容
岩手公園区域内に係る行政財産の使用許可に当たり、平成 24 年 3 月 21 日に建物所有者を集め、転貸の解消に向けて改善するよう指導した。
 - イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容
行政財産の使用及び管理状況を今後は定期的に調査することとし、建物所有者とも連絡調整しながら、共に適正な事務の執行に努める。
 - (2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア 措置の内容

時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、4月24日までに返納の措置を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人及び所属長の決裁時の確認不足によるものであった。今後、同様の事例を発生させないように、全職員に周知徹底するとともに、今後においては、決裁時及び集計時に再度、所属長及び庶務担当者が確認することとし、再発防止に努める

(3) 勤務時間数の算定誤り及び勤務実績報告書の記載誤り

ア 措置の内容時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものについて、4月24日までに追給及び返納の措置を行った。

イ 原因は、時間外・休日勤務命令表の勤務区分の記入誤りであり、職員に対し記入方法を再度周知徹底するとともに、今後は、集計及び決裁時のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

24 盛 指 第 4 号
平成 24 年 4 月 30 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子
盛岡市監査委員 藤尾 善一 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 2 月 13 日付け 23 盛監第 106 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（建築指導課）

- (1) 建築確認等証明書交付に当たり、交付申請書に貼付された収入印紙を消印していないものが 2 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

- (1) 建築確認等証明書の収入印紙に消印がないことについて

ア 措置の内容

申請書内容を確認のうえ消印の処理を行った。

イ 原因、予防策及び経過を含めた内容

原因は証明書の申請書を受理した者が、単純に消印処理を忘れそのまま決裁に回り、決裁者も見落とししたものである。

今後は、受理者が十分に注意を払い消印処理を行うこと、決裁者も注意し、消印がない場合その場で消印処理を行わせること、証明書交付時に交付を担当した者が

再度確認することを徹底する。

(2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア 措置の内容

該当する職員について時間外・休日勤務命令表を確認し、所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当について、平成 24 年 4 月 16 日返納の措置をとった。

イ 原因、予防策及び経過を含めた内容

原因は決裁を受ける職員及び決裁者の決裁内容の確認不足である。

決裁を受けた際における押印の確認について、決裁者及び職員の双方が徹底すること、集計報告時における庶務担当者のチェックを徹底することにより再発防止に努める。

(3) 時間外勤務手当支給における、勤務区分誤り・時間数の算定について

ア 措置の内容

該当する職員について時間外・休日勤務命令表を確認し、適正な勤務区分・正しい勤務時間に訂正し、平成 24 年 4 月 10 日までに返納の措置をとった。

イ 原因、予防策及び経過を含めた内容

原因は勤務区分の単純な記載誤り及び時差出勤時間を誤ったことによる勤務時間の算定誤りである。

今後は、職員が勤務命令表を記入する際及び決裁者の勤務区分・時差出勤時間を含めた勤務時間の確認を徹底するとともに、集計時庶務担当者 2 名に要確認を必ず行い再発防止に努める。